○北海道開発局告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 占用を制限する区域　小樽市朝里二丁目一番一五地先から同市朝里二丁目一番一五まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成三十年四月二十七日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 占用を制限する区域　北海道虻田郡ニセコ町字里見一三〇番一地内

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成三十年四月二十七日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 占用を制限する区域　北海道寿都郡黒松内町字豊幌三一七番五から同町字豊幌三二〇番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成三十年四月二十七日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十九号

(三) 占用を制限する区域　北海道積丹郡積丹町大字神岬町字尾根内六八番一地先から同町大字神岬町字尾根内六三番一地先まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成三十年四月二十七日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十九号及び二百七十六号

(三) 占用を制限する区域　北海道岩内郡岩内町字敷島内二番五から同町字敷島内一〇番一二まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成三十年四月二十七日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部